

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 26 年 12 月 25 日

静岡市長 田辺 信宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社静岡伊勢丹
静岡市葵区呉服町一丁目 7 番地

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- (1) 株式会社三越伊勢丹
東京都新宿区新宿三丁目 14 番 1 号
代表取締役 大西 洋
- (2) 静岡市葵区昭府町一丁目 19 番 36-4 号
上杉 博章

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置（縦覧に供する届出書類に示すとおり）
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）10時00分
（変更後）9時00分
※ 年末年始における来客数が多い特異日のみの実施

4 変更年月日

平成 26 年 12 月 16 日

5 届出年月日

平成 26 年 12 月 15 日